

北海道告示第 11076 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 31 年 4 月 4 日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 30 年 12 月 4 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

千歳アウトレットモール・レラ
千歳市柏台南 1 丁目 2 - 6 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 支配人 荒井 寿男
東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

(変更前) 2,082 台

(変更後) 1,934 台

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 14箇所 届出書添付図面「施設配置図(変更前)」に表示

(変更後) 11箇所 届出書添付図面「施設配置図(変更後)」に表示

(4) 変更の年月日

平成 31 年 7 月 19 日

(5) 変更する理由

使用率の少ない駐車場を減少し、敷地を有効利用するため

2 届出年月日

平成 30 年 11 月 19 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成30年12月4日(火)から平成31年4月4日(木)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、千歳市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は千歳市に問い合わせること。